広島城三の丸平面確認調査等業務に伴う整理・報告書作成業務特記仕様書

第１章　総則

（目的）

第１条　本特記仕様書は、広島市（以下、「甲」という。）が委託する「広島城三の丸平面確認調査等業務に伴う整理・報告書作成業務」（以下、「本業務」という。）を適正かつ円滑に遂行するため、受託者（以下、「乙」という。）が本業務を実施する上で必要な事項を定めるものである。

２　乙は、本業務が文化財保護法第92条に基づく記録保存のための発掘調査に伴う整理・報告書作成業務であることを十分に認識し、適切に実施するものとする。

３　本業務に係る契約上の指示、承認、確認その他の判断は、甲が行うものとする。本業務の内容及び方法に関する専門的な調査監理は、第６条に定める調査監理員が行うものとする。

（作業基準）

第２条　本業務は、本特記仕様書に基づき実施するものとする。本特記仕様書に定めのない事項については、次に掲げる仕様書のうち、本業務に関係する技術的な規定を準用するものとする。ただし、契約関係、指示、承認等の権限、技術者の配置その他本業務の契約上の役割分担に関する規定は適用しない。

⑴　広島市土木工事共通仕様書（令和８年８月版）

⑵　広島市調査・設計・測量業務等共通仕様書（令和８年９月版）

（適用の基準）

第３条　乙は、本業務の実施に当たり、本特記仕様書のほか、文化財保護法及び同法施行令その他の関係法令を遵守するとともに、国の関係省庁による埋蔵文化財の取扱い及び手続に関する通知・通達並びに『発掘調査のてびき―整理・報告書編―』（文化庁文化財部記念物課監修、独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所編、平成22年３月30日）に準拠して、本業務を実施するものとする。なお、本特記仕様書、第２条に掲げる仕様書その他の契約関係書類の適用関係について疑義が生じた場合は、乙は甲と協議するものとする。

２　乙は、甲から貸与された図面、写真、台帳その他の原記録及び原データを適切に保存するものとする。記録の訂正、写真の補正、デジタルトレース、編集その他の処理を行う場合は、原記録又は原データとの対応関係を保持し、必要に応じて当該処理の内容を確認できるようにするものとする。

（受託者の要件）

第４条　乙は、埋蔵文化財発掘調査の特殊性及び重要性を十分に理解し、正確な記録の保存及び客観性の確保に必要な能力を有するものとする。特に、近世及び近現代の遺跡に関する発掘調査の実績を有するものとする。

２　乙は、作業の進捗状況を必要に応じて書面、図面等により甲に報告し、必要な事項について甲と協議するものとする。本業務の内容及び方法に関する専門的な調査監理は、第６条に定める調査監理員が行うものとする。

（業務内容）

第５条　本業務の内容は、次のとおりとする。

⑴　業務名　広島城三の丸平面確認調査等業務に伴う整理・報告書作成業務

⑵　履行場所　広島市文化振興課（広島市中区国泰寺町一丁目6番34号）外

⑶　対象遺跡名　広島城跡及び陸軍関連遺跡（三の丸地点）（広島市中区基町21番）

⑷　業務の目的・内容

本業務は、令和６年度に広島市が実施した「広島城三の丸平面確認調査等業務」の成果を対象として、甲が行った基礎的な整理を踏まえ、甲が乙に貸与又は提供する出土遺物、図面、写真その他の資料に基づき、必要な整理、検討、発掘調査報告書の作成、印刷、刊行及び関係機関への発送を行うものとする。対象遺跡の概要その他本業務の前提条件は、別紙１のとおりとする。

乙は、貸与又は提供された資料に不足、不整合その他本業務の実施に支障となる事項を確認した場合は、速やかに甲に報告し、その取扱いについて甲と協議するものとする。

業務内容は、次のとおりとする。

ア　整理・報告書作成業務の工程管理

イ　事前準備

ウ　文献調査

エ　出土遺物の洗浄・注記

オ　出土遺物の復元（接合）
カ　実測遺物の選定・計測
キ　報告書掲載遺物の写真撮影
ク　写真の整理
ケ　掲載写真の選別・写真原稿作成
コ　図面下図作成
サ　遺物の実測
シ　遺物のトレース
ス　原稿執筆・編集
セ　出土遺物の収納（報告書掲載・非掲載の別を含め納品用の整理）
ソ　図面整理（調査時の原図、作成した第二原図等を含む）
タ　自然科学分析（分析結果概要報告含む）
チ　報告書の校正・印刷・発送
ツ　貸与資料の取扱い

各業務の詳細は、別紙２、別紙３及び別紙４のとおりとする。また、甲と乙との打合せは必要に応じて実施し、初回及び最終回は対面で実施するものとする。

⑸　履行期間　本業務の履行期間は、契約締結の日から令和９年３月31日までとする。

（用語の定義）

第６条　本特記仕様書で用いる用語の定義及び各者の職務は、次の各号のとおりとする。なお、本特記仕様書において、総括調査監理員及び調査監理員を総称して「調査監理員」という。

⑴　総括調査監理員　甲が指定する埋蔵文化財担当職員で、整理・報告書作成作業の内容及び方法に関する専門的な調査監理を総括する者をいう。

⑵　調査監理員　甲が指定する埋蔵文化財担当職員で、総括調査監理員の総括の下、整理・報告書作成作業の内容及び方法に関する専門的な調査監理を行う者をいう。調査監理員は正及び副各１名とし、正は主として作業状況の確認その他の日常的な監理を行い、副は正を補佐するとともに、正が不在の場合はその職務を代行するものとする。

⑶　調査員　本業務における整理・報告書作成作業について、考古学上の専門的な観点から作業管理及び進行管理を行う者をいう。

当該者は、整理・報告書作成作業を適切に実施するために必要な専門的知識、技術及び経験並びに発掘調査報告書を適切に作成する能力を有し、次の①又は②のいずれかに該当する者とする。

①　大学（４年制）又は大学院において考古学を専攻し、卒業又は修了した後、３年以上の発掘調査経験を有する者。

②　５年以上の発掘調査経験を有し、発掘調査報告書の執筆及び編集について、主たる担当者として３冊以上の報告書作成実績を有する者。

なお、調査員の配置及び職務は、契約関係書類に基づき乙が配置する業務管理上の責任者等の配置及び職務を代替するものではない。

２　調査監理員による専門的な監理は、総括調査監理員の総括の下に行うものとする。

３　調査監理員による専門的な調査監理は、乙に対する契約上の指示、承認、確認その他の判断を行う権限を付与するものではない。

第２章　業務体制

（人員の配置等）

第７条　乙は、本業務を実施するに当たり、整理・報告書作成作業を遂行するために必要な職員及び本業務の専門的な作業管理及び進行管理を行う調査員を配置するものとする。

２　乙は、整理・報告書作成作業の着手前に、調査員の選任通知書及び調査経歴書を甲に提出し、甲の承認を受けるものとする。

３　調査員には、乙が雇用する正職員を充てるものとする。期間限定の契約職員並びに業務提携する他団体からの委託職員及び派遣職員は認めない。

４　乙は、調査員を変更しようとする場合又は本業務の履行に影響を及ぼす業務実施体制の変更を行おうとする場合は、あらかじめ甲の承認を受けるものとする。

５　乙は、調査員の配置を維持した上で、本業務の進捗状況に応じて、調査員を補佐して報告書作成業務を担当する者、遺物整理、図化、資料編集等を行う者その他の人員を増減することができる。

この場合、乙は、あらかじめ甲に報告するものとする。ただし、業務実施体制、工程又は契約金額に影響を及ぼす場合は、甲の承認を受けるものとする。

6　乙の都合又は乙の責めに帰すべき事由により人員を増員する場合に要する経費は、乙の負担とする。ただし、乙の責めに帰すことのできない事由により増員が必要となった場合の取扱いについては、甲と乙が協議し、契約関係書類の定めるところによる。

（整理・報告書作成作業計画書等）

第８条　乙は、広島市委託契約約款に定める委託業務実施計画書として、契約締結後７日以内に、次に掲げる事項を記載した整理・報告書作成作業計画書を甲に提出し、その承認を受けるものとする。乙は、当該承認を受けた後、速やかに本業務に着手するものとする。本業務の着手に係る届出その他の手続については、契約関係書類の定めるところによる。

①　整理・報告書作成作業の工程表
②　整理・報告書作成作業の方法
③　整理・報告書作成作業の組織表（調査体制表及び本業務に係る人員名簿）
④　調査員の業務実績調書
⑤　安全管理
⑥　緊急時の連絡表
⑦　成果品等の作成、整理、保存及び提出に関する事項（デジタルデータのファイル形式、フォルダ構成、ファイル名の付与方法その他必要な事項を含む。）
⑧　その他、甲が必要と認める事項

2　乙は、整理・報告書作成作業計画書に定める工程、作業の方法、業務実施体制その他本業務の実施に係る重要な事項に変更の必要が生じた場合は、速やかに甲に報告するとともに、必要に応じて整理・報告書作成作業変更計画書を甲に提出し、その承認を受けるものとする。

（業務の再委託）

第９条　乙は、本業務の全部又は次に掲げる主要な業務を第三者に再委託してはならない。

⑴　調査員が行う専門的な作業管理及び進行管理
⑵　遺構及び遺物の評価並びに報告書掲載候補資料の選定
⑶　発掘調査報告書の執筆及び編集

2　乙は、自然科学分析、印刷その他の専門的又は補助的な業務を第三者に再委託しようとするときは、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。

3　前項の規定により第三者に再委託した場合であっても、本業務の履行に関する乙の責任は免れないものとする。

（事前準備）

第10条　乙は、本業務の着手前に、整理・報告書作成作業を行う場所の名称、所在地等を記載した書類を甲に提出し、その承諾を得るものとする。

（整理・報告書作成作業の調整管理）

第11条　乙は、整理・報告書作成作業を実施するに当たり、毎日の作業内容、担当者、所見等を記載した整理・報告書作成作業日誌を作成し、甲が随時閲覧できる状態にしておくものとする。

2　乙は、整理・報告書作成作業の実施状況について内部確認を行うとともに、作業の進捗状況及び課題を整理・報告書作成作業日誌に記録するものとする。

3　乙は、整理・報告書作成作業の次の各段階において、甲による段階確認を受けるものとする。調査監理員は、段階確認に係る考古学的内容その他の専門的事項を確認するものとする。

段階確認の時期	確認事項	段階確認の方法
事前準備、出土遺物の洗浄・注記及び出土遺物の復元（接合）が終了した後	出土遺物の種類及び数量	乙が提出した次の資料により確認する。 ・遺物台帳（数量一覧） ・各作業状況の写真
報告書掲載候補遺物の選定・観察が終了した後	報告書掲載遺物の選定内容	ア　乙は、報告書掲載候補となる遺物の一覧を作成し、甲に提出する。 イ　調査監理員は、必要に応じて実物を照査し、専門的な観点から報告書掲載候補となる遺物を確認する。 ウ　甲は、調査監理員による確認結果を踏まえ、報告書掲載遺物を決定する。
報告書掲載遺物の写真撮影、実測及び遺物観察表の作成、その他報告書掲載写真（現地調査写真含む）の選別が終了した後	・報告書掲載遺物の実測図及び写真の内容 ・報告書のレイアウト（章立て・ページ配分）	乙が提出した次の資料により確認する。 ・報告書掲載遺物の実測図及び写真 ・報告書のレイアウトの概略 ・各作業状況の写真
報告書掲載写真原稿の作成、図	原稿・図面の内容	乙が提出した次の資料により確認する。

面下図の作成、トレース、原稿執筆及び編集が終了した後		・編集後原稿の写し ・各作業状況の写真
校正（乙による初校、再校及び三校の各校正後）	報告書の体裁	乙が提出した次の資料により確認する。 ・校正原稿の写し

４　甲は、段階確認の対象以外の事項についても、本業務の履行状況を確認するため、必要に応じて整理・報告書作成作業を行う場所に立ち入り、作業内容等を確認することができる。この場合、甲は、必要に応じて調査監理員に専門的な見解又は助言を求めることができる。

（業務完了届）

第12条　乙は、本業務を完了したときは、業務完了届及び広島市委託契約約款に定める委託業務実施報告書を、成果品等（別紙５）と併せて甲に提出しなければならない。

（検査）

第13条　甲は、乙が実施した本業務の成果について検査を行うものとする。甲は、検査に当たり、必要に応じて調査監理員から専門的な見解又は助言を受けることができる。

２　乙は、検査の結果、本業務の成果が契約関係書類に適合しないと甲が認めた場合は、契約関係書類の定めるところにより、甲の指示に基づき必要な修正その他の措置を行うものとする。

３　甲は、本業務の履行状況又は成果品等の確認に必要な範囲で、本業務において乙が作成した基礎データその他の資料の提出を乙に求めることができる。

第３章　整理・報告書作成作業

（整理・報告書作成作業の標準）

第14条　本業務は、第５条⑷に定める業務内容について、『行政目的で行う埋蔵文化財の調査についての標準（報告）』（平成16年10月29日　埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会・文化庁）に準拠して実施するものとする。

２　本業務の積算に当たっては、『開発事業に伴う埋蔵文化財の本発掘調査に関する積算基準』（平成15年９月３日　全国都道府県・指定都市文化・文化財行政主管課長協議会中国四国ブロック文化・文化財行政主管課長会議）を参考とする。

第４章　履行状況の確認

（履行状況の確認）

第15条　甲は、本業務の履行状況を確認するため、乙に対して必要な報告又は資料の提出を求めることができる。また、甲は、必要に応じて乙に必要な指示を行うほか、乙と協議又は調整を行うことができる。

２　本業務の内容及び方法に関する専門的な確認は、調査監理員が行うものとする。甲は、必要に応じて、文化庁、広島県教育委員会その他の関係機関に助言又は指導を求めることができる。

３　乙は、本業務の遂行に当たり、専門的な判断又は助言が必要となる事項が生じた場合は、甲に報告し、必要な事項について甲と協議するものとする。この場合、甲は、必要に応じて、調査監理員に専門的な見解又は助言を求めるものとする。

４　乙は、整理・報告書作成作業の進行に伴い、本特記仕様書その他の契約関係書類に示す出土遺物、図面、写真、分析対象その他の数量又は業務内容について変更の必要が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

５　乙は、前項の報告に当たり、変更を必要とする理由及びその根拠を示すものとする。数量の変更を伴う場合は、実際の数量及びその算定根拠を併せて示すものとする。

６　前２項により契約内容の変更が必要となる場合は、甲と乙が協議し、契約関係書類の定めるところによる。

（業務管理）

第16条　本業務に係る指示、請求、通知、報告、申出、承諾、協議その他の契約上の手続については、契約書その他の契約関係書類の定めるところによる。

第５章　その他

（出土遺物及び写真・図面類の取扱い）

第17条　甲から貸与された出土遺物、図面、写真、デジタルデータその他の資料及び本業務において乙が作成又は更新した図版、写真、作業日誌、台帳類その他の記録物については、本業務の履行期間中、乙の責任において適切に管理及び保管するものとする。

２　乙は、本業務の完了後、甲から貸与された出土遺物、図面、写真、デジタルデータその他の資料

を、甲又は甲が指定する者に返却するものとする。返却に当たっては、資料の名称、数量、収納場所その他必要な事項を記載した一覧表を作成するものとする。ただし、自然科学分析により全部を消費した資料その他甲が別の取扱いを指示したものについては、この限りでない。

3　乙は、貸与資料の受領及び返却並びに自然科学分析その他本業務のために貸与資料を外部へ移送し、又は第三者に預ける場合は、対象資料、数量及びその単位、状態、所在、授受の相手方並びに日付を確認できる記録を作成するものとする。ただし、借用書、受領書、既存の台帳その他の記録によりこれらを確認できる場合は、別の記録を作成することを要しない。

4　貸与された原資料又は原データと、本業務において作成した追記情報、補正データ、編集データその他の成果は、相互に識別できるよう管理するものとする。

5　本業務に係る成果品等の著作権その他の権利の取扱いについては、契約関係書類の定めるところによる。

6　乙は、甲から貸与された資料及び本業務において作成又は更新した資料について、契約関係書類に定める場合を除き、甲の承諾なく本業務以外の目的に利用し、第三者に貸与し、又は公表してはならない。

（守秘義務）

第18条　乙は、本業務の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。守秘義務の取扱いについては、契約関係書類の定めるところによる。

2　前項の規定は、本業務の終了後も適用する。

（その他）

第19条　乙は、本業務の実施に当たり、本特記仕様書その他の契約関係書類の内容に疑義が生じた場合又はこれらに定めのない事項が生じた場合は、甲と協議し、その取扱いを定めるものとする。

2　前項の協議は、「打合せ簿」等の書面により行うものとする。業務内容の変更その他契約上の変更に係る取扱いについては、契約関係書類の定めるところによる。

仕様書（別紙１）

１　対象遺跡の概要

名　　称	広島城跡及び陸軍関連遺跡（三の丸地点）
調査面積	1,980㎡　※調査区全体図は別紙図面を参照
種　　別	城郭跡、陸軍施設跡
時　　代	近世・近代
所　在　地	広島市中区基町21番
検出遺構	コンクリート基礎（陸軍施設関連）２基 レンガ積遺構（陸軍施設関連）　３基 貝集積（近世直前か）　３箇所 レンガ状構造物（性格不明遺構）　２基
出土遺物の総量	・リス株式会社製 RB-54又は同等品 外寸　567㎜×399㎜×306㎜ 有効内寸　499㎜×347㎜×286㎜ ２箱 ・リス株式会社製 RB-150又は同等品 外寸　828㎜×570㎜×428㎜ 有効内寸　756㎜×508㎜×400㎜ ６箱 陶磁器類、瓦片、ガラス片、金属製品、貝片、コンクリート片等
実測対象遺物	40点程度
写真撮影対象遺物	40点程度
発掘作業図面の数量	約35枚 ※手書きで作成された図面のほか、これらに対応する既存のIllustratorデータ等を併せて貸与する。既存のIllustratorデータ等は、発掘作業時に作成されたデータであり、報告書掲載用の完成図ではないため、原図その他の記録と照合し、報告書掲載に必要な情報を補足した上で、必要な修正及び編集を行うものとする。
発掘作業写真	1,000枚
自然科学分析対象資料	コンクリート片　３点 ※貝片については、令和６年度に自然科学分析を実施済みであるため、本業務の分析対象には含めない。当該分析結果は、甲が乙に提供する。
甲が貸与又は提供する主な資料	・発掘作業日誌 ・調査区及びトレンチの位置を示す図面 ・検出遺構の位置を示す図面 ・土層断面図その他の土層に関する記録 ・発掘作業時に作成した原図 ・既存の図面データ ・３次元計測成果、オルソ画像等の既存データ ・発掘作業写真 ・出土遺物及びこれに係る記録 ・令和６年度に実施した自然科学分析の成果 ・その他本業務の実施に必要な資料

2　調査区全体図



調査区全体図

3　遺構写真等



遺構検出状況



コンクリート基礎①
東西17.4m×南北6.1m以上
被服保管庫（ⓗ）か



コンクリート基礎①
東西17.4m×南北6.1m以上
被服保管庫（ⓗ）か



コンクリート基礎②
西2.7m×東側2.1m以上
講堂（ⓕ）か



レンガ積み遺構①
東西75cm×南北65cm
雨水排水桝（地下施設）か



レンガ積遺構②
東西1.0m×南北0.6m程度
洗顔及び洗濯所（ⓓ）か



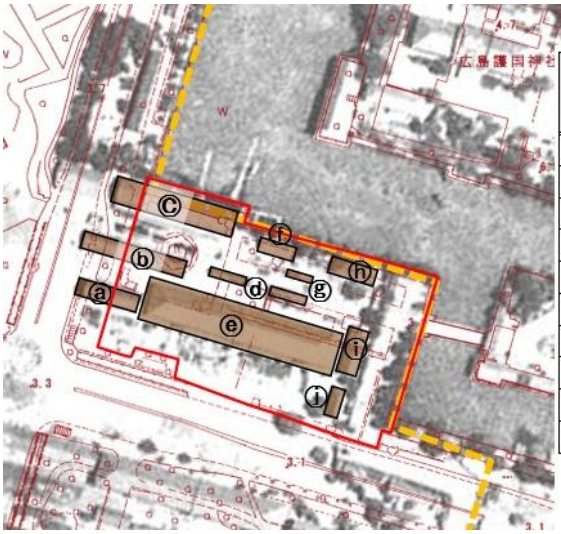
レンガ積遺構③
東西1.0m×南北0.6m程度
洗顔及び洗濯所（ⓓ）か



レンガ状構造物①
東西1.5m以上×南北1.0m
用途不明



レンガ状構造物②
東西10.0m×南北1.0m程度
用途不明



番号	施設名		参照文章のページ	特定有害物質の使用が想定された施設の有無
	施設の表記	新字体又は現代語表記		
ⓐ	武器主管事務所	事務所（武器責任者）	P14 参照	特定有害物質の使用が想定されない施設
ⓑ	縫靴工場	軍靴等補修、修理工場		
ⓒ	被服庫	被服保管庫		
ⓓ	洗顔及び洗濯所	洗面所、洗濯所		
ⓔ	兵舎	兵隊用宿舎		
ⓕ	講堂	講堂	P15 参照	
ⓖ	厠	便所		
ⓗ	聯隊被服庫	被服保管庫		
ⓘ	営倉、馬繋	懲罰室、馬繋ぎ場		
ⓙ	衛兵所	警備兵詰所		

注：1.表中の番号は、図中の番号に対応している。
2.施設の表記は、旧広島城郭内各部隊配置図中の表記を新字体又は現代語表記に変えて記載している。

陸軍施設場内配置図（昭和2年）広島旧大本営史績指定に関する件（付図）防衛省防衛研究所資料 より作図

4　トレンチ写真



T-1完掘状況(西から)



T-1貝集積状況(北から)



T-2完掘状況(南東から)



T-2東壁土層（西から）



T-3完掘状況(南西から)



T-3東壁土層（西から）



T-4完掘状況(南から)



T-4東壁土層（西から）



T-5完掘状況（北から）

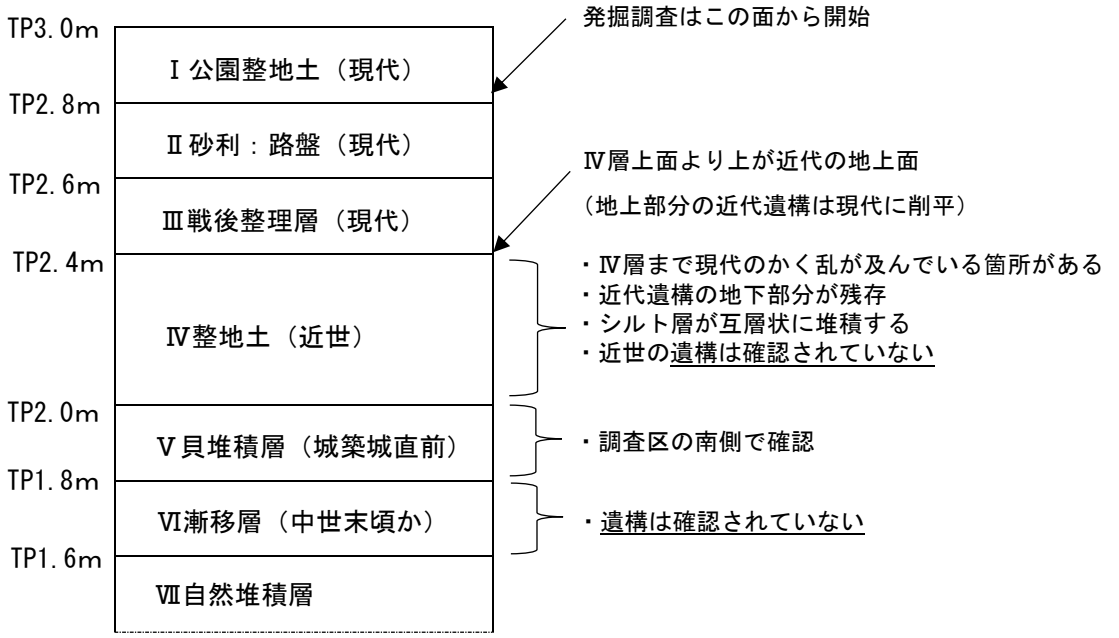


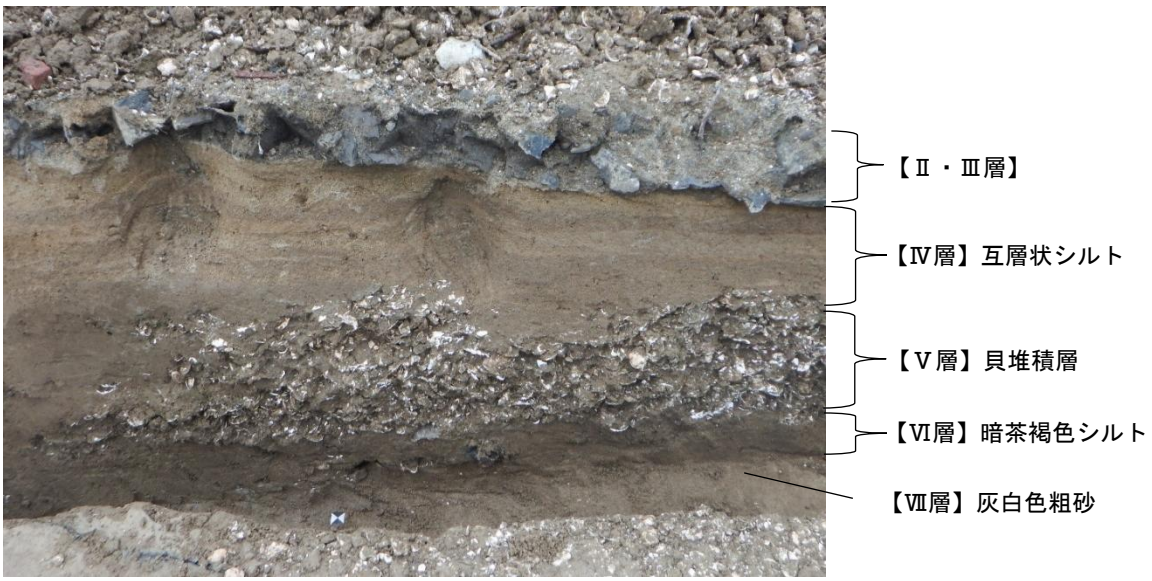
T-5東西サブトレ完掘状況（西から）



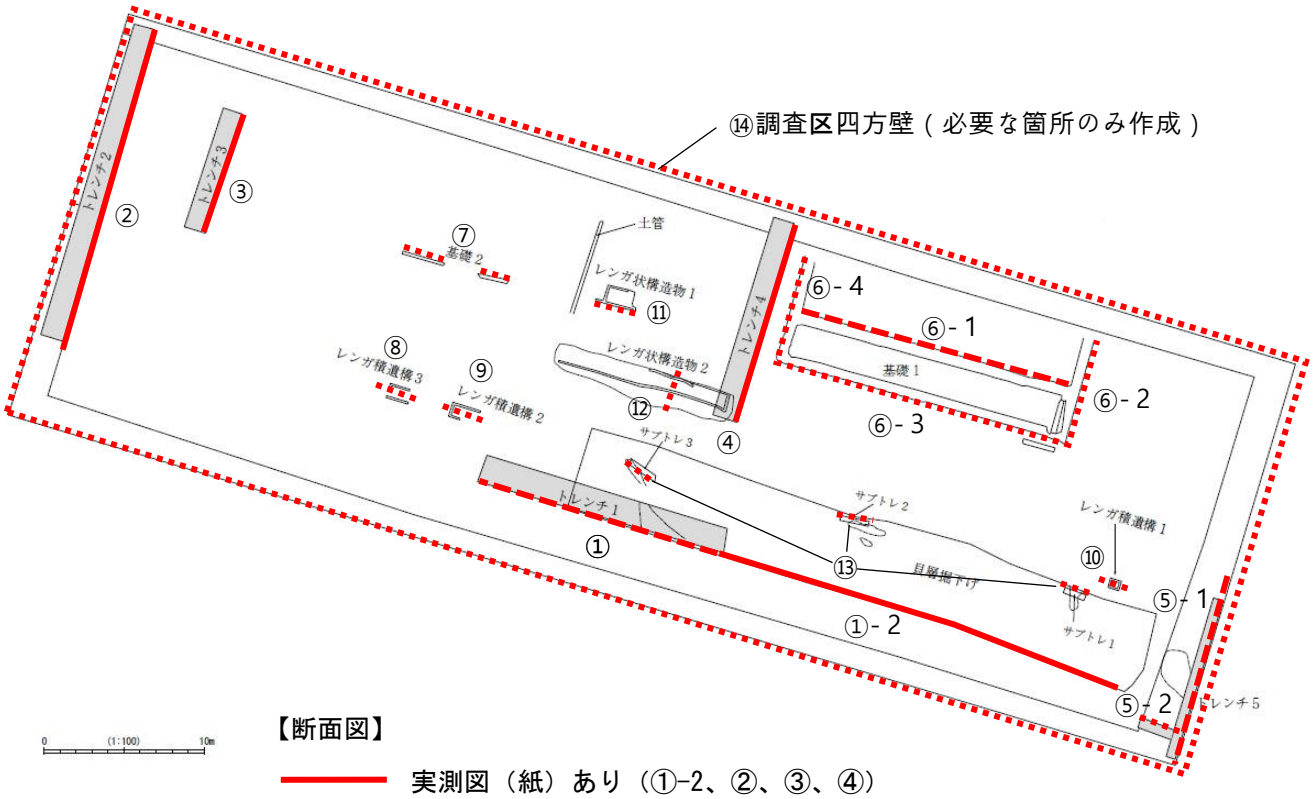
貝層堀下げ（西から）

５　土層模式図


TP3.0m
Ⅰ公園整地土（現代）
TP2.8m
Ⅱ砂利：路盤（現代）
TP2.6m
Ⅲ戦後整理層（現代）
TP2.4m
Ⅳ整地土（近世）
TP2.0m
Ⅴ貝堆積層（城築城直前）
TP1.8m
Ⅵ漸移層（中世末頃か）
TP1.6m
Ⅶ自然堆積層
発掘調査はこの面から開始
Ⅳ層上面より上が近代の地上面
（地上部分の近代遺構は現代に削平）
・Ⅳ層まで現代のかく乱が及んでいる箇所がある
・近代遺構の地下部分が残存
・シルト層が互層状に堆積する
・近世の遺構は確認されていない
・調査区の南側で確認
・遺構は確認されていない


【Ⅱ・Ⅲ層】
【Ⅳ層】互層状シルト
【Ⅴ層】貝堆積層
【Ⅵ層】暗茶褐色シルト
【Ⅶ層】灰白色粗砂

6　必要図面



【断面図】

実測図（紙）あり（①-2、②、③、④）

実測図（紙）あるが追加・補足が必要（①、⑤-１、⑥-１）

測量データ等から作図が必要（⑤-２、⑥-２～４，⑦～⑭）

【平面図】

遺構平面図（デジタル）あり、補足が必要

個別遺構の詳細平面図は新規作成が必要

仕様書（別紙２）

広島城三の丸平面確認調査等業務に伴う整理・報告書作成業務の業務内容詳細

１　事前準備

・甲から貸与又は提供された図面、写真、台帳その他の調査記録について、甲が行った基礎的な整理を踏まえ、本業務の実施に必要な範囲で内容及び相互の対応関係を確認すること。
・不足、不整合その他の疑義を確認した場合は、速やかに甲に報告し、その取扱いについて甲と協議すること。
・修正又は補足を要する事項については、必要に応じて原図とは別に調整図面を作成すること。
・遺構番号を変更する場合は遺構番号新旧対照表を作成し、原図とともに収納すること。
・調査時作成の原図及び調整図面を網羅した原図台帳を作成すること。
・遺構観察表を作成すること。記載項目については、甲の確認を受けること。

２　文献調査

・主に近世以降の土地利用等について、古地図、古記録、屋敷図面その他調査地点周辺に係る文献資料を対象として調査し、調査地点周辺の土地利用等の変遷を明らかにすること。また、必要に応じて、資料所蔵機関に赴き、熟覧・複写を行うこと。

３　出土遺物の洗浄・注記

・土器、陶磁器等については、材質及び保存状態を確認した上で、適切な方法により洗浄し、十分に乾燥させること。
・洗浄及び乾燥の作業中においても、出土遺構、出土位置、出土層位その他の出土情報との対応関係を保持し、異なる出土単位の遺物を混同しないこと。出土情報に不明な点又は不一致がある場合は、原記録と照合した上で整理を行うこと。
・乾燥後、出土遺物には原則としてすべて注記すること。土器細片等の微細な遺物、金属製品その他注記に適さない遺物については、その取扱いについて甲と協議し、甲の指示に従うこと。
・注記は、面相筆及びポスターカラーを使用する手作業又は注記マシンにより実施すること。また、必要に応じてコーティングを施すこと。
・注記する情報、表記方法及び記載位置については、遺物の種類、材質、形状、保存状態等を踏まえ、甲と協議の上決定すること。
・洗浄・注記を行った遺物については、出土情報との対応関係が確認できる遺物台帳を作成すること。種別（土器類、陶磁器類、瓦類、金属製品類、ガラス類等）ごとに並べたものと、出土遺構・出土位置ごとに並べたものを作成し、数量、収納先その他必要な事項を記載すること。
・報告書掲載候補その他詳細な観察を必要とする遺物については、種別、器種、法量、特徴、推定産地、年代その他必要な事項を記載した遺物観察表を作成すること。
・遺物台帳及び遺物観察表の記載項目については、事前に甲の確認を受けること。

４　報告書掲載遺物の選定・計測

・乙は、基礎整理を終えた遺物から報告書掲載候補となる遺物を選定し、その一覧を甲に提出すること。
・調査監理員は、当該候補を専門的な観点から確認し、甲は、その確認結果を踏まえて報告書掲載遺物を決定するものとする。
・報告書掲載遺物以外の遺物についても、破片数・重量その他出土量を客観的に示すことができる指標により計測すること。

５　出土遺物の復元（接合）

・接合が見込まれるものについては、可能な限り接合を試みること。接合に当たっては、遺物を損傷せず可逆性を有する方法により実施すること。
・復元を要する遺物については、必要に応じて補填材を用いて補強又は復元すること。
・写真図版に使用する遺物については、必要に応じて復元部分を着色すること。この場合において、補填箇所を判別できるものとする。
・劣化が進行するおそれのある遺物については、甲と協議の上、必要な応急的保存措置を講じること。
・金属製品については、必要に応じて清掃その他必要最小限の処置を行い、防錆等に必要な措置を講じて保管すること。
・恒久的な保存処理は、本業務に含まない。
・上記の保存管理上の措置として応急的な保存処理を行った遺物については、処理作業の内容を記録したカードを作成して当該遺物に添付するとともに、保存処理記録文書を作成すること。
・出土遺物の復元（接合）を実施する際には、遺物を適切に復元できるよう、適宜、調査員が作業指導を行うこと。

６　遺物の写真撮影

・報告書に掲載する遺物は、2,000万画素以上の画像を記録できるフルサイズの撮像素子を備えたレンズ交換式デジタルカメラを使用し、RAW形式で撮影すること。
・撮影画像は、短辺4,000ピクセル以上とすること。
・色調の再現性が重要な資料については、必要に応じてカラーチャート等を使用し、適切な色管理を行うこと。
・遺物は、その形状及び特徴を適切に把握できる方向から撮影すること。
・文様、銘、刻印その他の特徴を有する遺物については、必要に応じて部分写真を撮影すること。

7　掲載写真の選別・写真原稿作成

・令和６年度に撮影した発掘作業写真について、報告書掲載候補となる写真を選別すること。また、本業務において撮影する遺物写真についても、報告書掲載候補となる写真を選別すること。
・選別した写真について、報告書への掲載に必要な写真原稿を作成すること。
・写真図版の版形・縮小率、背景の色調等については、甲と協議の上決定すること。

8　写真の整理

・令和６年度の発掘作業写真及び本業務において撮影した写真について、撮影対象その他必要な情報を確認できる写真台帳を作成すること。
・令和６年度の発掘作業において撮影した写真類については、甲から貸与された画像データを原データとして保存・整理し、写真台帳と対応させること。
・本業務において撮影したデジタル画像は、RAW画像、非圧縮TIFF画像及び補正後の最高画質JPEG画像を納品すること。
・各画像は、相互の対応関係を確認できるよう整理すること。
・原画像と補正後の画像との対応関係を保持するとともに、写真番号、ファイル名及び写真台帳の対応を確認できるよう整理すること。

9　図面下図作成

・発掘作業において作成された各図面を照合し、遺構の位置、形状、標高その他必要な事項を確認した上で、報告書掲載用図面の下図を作成すること。遺物を直接観察及び計測して行う実測により作成された図面を修正する場合は、原図とは別に作成する調整図面上で行うこと。
・図版の縮小率等については、甲と協議の上決定する。

10　遺物の実測

・報告書への掲載が必要な遺物について実測を行うこと。実測は、遺物の種類、材質及び形状に応じた適切な方法で行うものとする。実測方法の詳細その他必要な事項については、甲と協議の上決定すること。
・遺物の実測は、原則として３面（表面、断面、側面）を実測すること。
・実測対象遺物について、報告書作成に必要な事項を記載した遺物観察表を作成すること。記載項目は、甲と協議の上決定するものとする。
・年代、産地その他専門的な判断が困難な場合は、甲に報告し、その取扱いについて協議すること。

11　トレース

・トレースは、デジタルトレースとし、縮尺、線種、線幅、文字、記号その他の作図仕様は、別紙２－１「図面作成仕様」によるものとする。

12　原稿執筆・編集

・発掘調査報告書の原稿執筆及び印刷・製本用の編集データの作成には、Adobe InDesign等の報告書作成に適したソフトウェアを使用すること。
・発掘調査の経緯、調査方法、検出遺構、出土遺物その他の調査成果について、各種記録及び整理作業の成果に基づき原稿を作成すること。
・全体を簡潔に記述するとともに、特筆すべき成果については詳述するなど、発掘調査で明らかになった事項の要点を整理して取りまとめること。
・報告書の構成、文章表現、図版その他の体裁は、甲が指定又は貸与する広島市及び公益財団法人広島市文化財団の以下の既刊発掘調査報告書（『名勝平和記念公園内遺跡　広島平和記念資料館本館下地点』、『名勝平和記念公園内遺跡レストハウス地点』、『旧中島地区被爆遺構確認調査』、『広島城跡及び陸軍関連遺跡　広島市サッカースタジアム建設工事に伴う発掘調査報告書』ほか）を参考とすること。

13　遺物の収納

・遺物は、材質、種類、出土地点その他必要な情報に基づき整理し、適切に収納すること。
・次の４区分のいずれにも該当しない遺物については、遺物の材質、形状及び保存状態に応じて適切に整理すること。
　ア　土器類Ａ　報告書掲載遺物
　イ　土器類Ｂ　報告書未掲載遺物のうち、遺構内出土遺物・完形品等、活用の可能性が高いと考えら

れるもの
ウ　土器類Ｃ　その他の土器類
エ　金属製品・貝片
・出土遺物は、材質及び種類ごとに区分し、適切な収納容器に収納すること。
・破損のおそれがある遺物は、緩衝材等を用いて個別に保護すること。
・収納容器には、調査名、遺物の種類その他必要な事項を表示すること。
・遺物は、出土遺構ごと又は出土層位ごとに分類し、報告書掲載遺物は図版と対照できるよう、実測図等の写しを遺物に添付して収納すること。
・土器等の遺物収納箱には耐久性のあるものを使用し、原則として別紙１に示す規格のコンテナを使用すること。
・金属製品は、必要に応じて乾燥剤等とともにガスバリア性を有する袋に密閉し、他の遺物と区分して収納すること。
・各コンテナ、保存容器等には、内容物について記載したラベルを側面に貼付すること。なお、ラベルの様式及び貼付位置については、甲と協議の上決定すること。
・収納コンテナごとの内容を記載したコンテナ（遺物）台帳を作成すること。

14　図面整理

・乙は、本業務において作成又は編集した遺構図面について、図面番号、遺構名称、標題、縮尺その他必要な情報を記載すること。
・既往の発掘作業に係る情報のうち乙が把握できないものは、甲が保有する記録の範囲内で提供するものとする。
・乙は、遺構図面及び台帳等をＡ１判のファイルケースに収納すること。
・ファイルケースには、図面番号、図名、縮尺等を記載した図面台帳を作成して収納するとともに、内容物を記載すること。
・遺物実測図については、出土場所、遺物の種類、実測者、縮尺、実測年月日、報告書挿図番号等を記載し、き損を防ぐため、原則として遺物１点ごとにＡ３判の厚手の紙に貼付した上で、遺跡名等を記載した表紙を付して綴じ紐等で１冊にまとめること。
・遺物を直接観察及び計測して行う実測により作成した図面のうち、報告書掲載に必要なものについては、必要に応じてAdobe Illustrator等を使用してデジタルトレースすること。また、既存のIllustratorデータ等については、原図その他の記録と照合し、必要な修正を行うこと。線種等の詳細については、甲と協議の上決定すること。

15　自然科学分析

・令和６年度に実施した貝片の自然科学分析は、本業務の分析対象に含めない。甲は当該分析の成果を乙に提供し、乙は報告書作成に必要な範囲で整理すること。
・別紙１に示すコンクリート片３点を対象として、その材料の構成及び性状を把握するため、自然科学分析を実施すること。分析に当たっては、結合材の種類及び組成、骨材の種類、粒度及び混合状態その他の材料的特徴を確認し、セメント系結合材、石灰系結合材又はこれらを併用した材料である可能性について検討すること。対象資料、具体的な分析項目及び分析方法については、甲と協議の上決定すること。
・分析は標準的な手法によるものとし、試験・研究的な手法による分析は行わないこと。
・分析の実施前に、対象資料ごとに識別番号、分析に使用する量、分析により消費される見込み及び分析後の残余資料の取扱いを確認すること。
・分析後は、対象資料ごとに残存の有無、数量又は量、状態及び所在を記録し、分析結果と対応させること。分析により対象資料の全部を消費した場合は、その旨を記録すること。
・残余資料がある場合は、甲の指示に従い、甲又は甲が指定する者に返却すること。ただし、甲が別の取扱いを指示した場合は、この限りでない。
・分析結果については、分析方法、分析条件、材料の構成及び性状に関する結果並びに所見等を整理し、報告書に掲載可能な形式で取りまとめること。

16　報告書の校正・印刷・発送

・報告書に掲載する原稿、図版等については、事前に甲の確認を受けること。
・編集作業が終了した段階で、最終的な印刷データについて甲の確認を受けること。
・乙は、初校、再校及び三校の校正を実施し、各校について甲の確認を受けること。
・校正完了後、甲の確認を受けた原稿に基づき、別紙２－２「報告書印刷仕様」により印刷及び製本を行うこと。
・報告書の発送先及び発送部数は甲が指定する。
・発送時には、報告書に甲が提供する添書を同封すること。

17　貸与資料の取扱い

・甲が本業務に必要な出土遺物、図面、写真、データその他発掘作業で得られた資料を乙に貸与した場合、乙は、貸与品の引渡しを受けた日から甲が指示する期間内に借用書又は受領書を提出すること。
・貸与資料は、乙の責任において本業務の完了まで適切に保管すること。

仕様書（別紙２－１）

図面作成仕様

１　作成図面の縮尺

⑴　遺物

区　分	縮尺
基本	1/4
小型の遺物（陶磁器片、瓦片、小型のガラスなど）	1/2
その他の大型遺物（コンクリート片など）	1/4、1/6

⑵　遺構

遺構	縮尺
倉庫等建物	1/60
レンガ構造物	1/40、拡大図は1/20
基本土層	1/50
全体図面	1/300

２　遺構図面の線色

区　分	色
ベース線及び地山	線K100％
コンクリート	線K100％＋塗K10％
モルタル	線K100％＋塗K20％
アスファルト	線K100％＋塗K50％
漆喰・三和土	線M100％＋塗M20％
遺物・レンガ	線M100％
石	線C100％
砂利・バラス	線C100％＋塗C20％
地山トーン	線なし

３　作成図面の線種・文字ポイント

⑴　遺物

区　分	線種等（単位：㎜）
外形線	0.12
断面線	0.2
稜線	0.08（破線設定　線分3、間隔0.5、線分1、間隔0.5）
紋線、調整線	0.08（タタキ目・貝殻痕など線の強弱が必要な場合は上線を0.08とし、下線を0.06及び0.05とする。）
割れ口	0.08、0.12

⑵　遺構

区　分		線種等（単位：㎜）
上場・セクション輪郭		0.2
下場・セクション内側		0.08
稜線・セクション上線		0.12
調査範囲・トレンチ		0.25
検出遺物及び石材輪郭		0.12
遺物稜線、石稜線、コンクリート稜線、モルタル稜線		0.06
石材等の断面のスウォッチ		0.25/0.2
土層断面のスウォッチ		0.25/0.2
標高の基準線		0.12
土層番号の注釈の線		0.12
ケバ・崩れ		直線で描画後、アートブラシ設定
破線の設定①　通常破線 ※　遺構の外形等が不定形の際に使用		0.12、線端角 （破線設定　線分0.8、間隔設定なし）
破線の設定②　一点破線 ※　断面図の堀方など、下層に続く際に使用		0.12、線端角 破線設定（線分5、間隔1、線分0.25、間隔1）
土層番号の文字ポイント等		小塚ゴシックPro　R6Pt　行送り7.2
遺構名称の文字ポイント等		小塚ゴシックPro　R8Pt　行送り9.6
全体平面図	平面図グリッド	0.12
	調査区上端	0.2
	調査区下端	0.2（破線設定 線分0.8、間隔設定なし）
	遺構名称	小塚ゴシックPr6N　R8pt

別紙２－２　報告書印刷仕様

品　名	広島城跡及び陸軍関連遺跡（三の丸地点）発掘調査報告書
規　格	Ａ４判
紙質及び 内　容	○表紙　レザック80つむぎ　きぬ　170kg　背表紙印刷あり ○見返し　琥珀　90kg　印刷なし ○本文・挿図　琥珀　43kg 　印刷色数は、掲載内容に応じて甲と協議の上決定する。 ○写真図版　アート　57.5kg　4色 ○頁数　約60頁
印刷種類	オフセット印刷 ［本文：解像度2,000dpi以上、図版：480線相当の高精細印刷、ＦＭスクリーン又はＦＭ・ＡＭ（ハイブリッド）スクリーンを使用。ＡＭスクリーンは不可。］
数　量	300部
製　本	網代綴じ・左綴じ
校　正	印刷に先立ち、校正は、初校、再校及び三校を実施し、各校について甲の確認を受けること。 校正に当たっては、文字、写真、図面等が原稿データに基づき正確に反映されていることを確認するとともに、図面の天地逆転、多色刷りの位置ずれ、頁の抜け、文字化けその他の不具合がないことを確認すること。
製本見本	製本見本は２部作成し、甲の確認を受けること。確認後は甲に納品し、納品部数には加えない。不良品が確認された場合は、速やかに良品と取り替えること。
納品及び発送	印刷した報告書のうち10部を甲に納品し、残部は甲が指定する関係機関等へ発送すること。 発送に必要な梱包及び送料は、本業務に含むものとし、甲が提供する添書を同封すること。
その他	不明事項等については、甲と協議の上決定し、誠実に履行すること。

仕様書（別紙３）

広島城三の丸平面確認調査等業務に伴う整理・報告書作成業務工程及び留意事項

整理・報告書作成作業の留意事項は次のとおりとする。

⑴記録類の整理

	整理・報告書作成作業工程
1	●調査記録の整理 ①図面類、②写真類（画像）、③日誌類については、いずれも内容を確認し、相互の対応関係が把握できるよう整理すること。 発掘作業図面には、手書きで作成された図面のほか、これらに対応する既存のIllustratorデータ等が含まれる。既存のIllustratorデータ等は、報告書掲載用の完成図ではないため、原図その他の記録と照合し、必要な情報を確認・補足した上で、必要な修正及び編集を行うこと。 必要に応じて、修正又は補足を要する事項を整理した調整図面を作成し、報告書掲載に必要なデジタルトレース等を行うこと。 甲は、本業務に利用可能な既存の３次元計測データ、オルソ画像その他のデータを乙に提供するものとする。 デジタルトレースにより作成した図面データは、報告書に掲載可能な「編集図」とし、データ形式について甲と協議の上、納品すること。 写真類については、撮影対象、撮影方向、撮影時期等を整理し、写真台帳と対応させること。 日誌類については、発掘作業の実施状況及び調査成果を確認できるよう整理すること。
2	●遺構基礎データの整理 甲から貸与又は提供された図面、写真、日誌その他の記録及びこれらに記録された発掘時の所見等を踏まえて照合・検討し、遺構の種類、規模、形状、数量及び相互関係等を整理すること。 必要に応じて、各遺構を識別する番号及び名称を整理すること。
3	●遺構の資料化 発掘作業において検出した遺構について、図面、写真、日誌その他の記録を照合し、遺構の内容及び相互関係を整理すること。 整理した内容に基づき、遺構の変遷等を検討し、報告書における取扱い案を作成し、甲の確認を受けること。

⑵出土遺物の整理

	整理・報告書作成作業工程
1	●洗浄・乾燥 出土遺物は、材質及び保存状態を確認した上で、適切な方法により洗浄し、十分に乾燥させること。 なお、金属製品、木製品等については、材質及び保存状態に応じた適切な方法により取り扱うこと。
2	●選別 洗浄・乾燥が終了した出土遺物について、以後の整理作業の対象とする遺物と、自然物、極小片その他注記等を要しないものとに選別すること。
3	●注記 以後の作業及び保管に資するため、遺跡名、調査区名、出土遺構名、出土層位、出土年月日等の必要な情報を出土遺物に注記すること。 注記に適さない遺物については、別紙２の定めにより甲と協議し、必要に応じて当該情報を記載した小札を付すこと。 注記の方法は、出土遺物の材質、形状及び保存状態に応じた適切な方法によるものとする。
4	●接合 破損した状態で出土した遺物について、接合関係を確認し、接合可能なものは可能な限り接合を試みること。 接合に当たっては、遺物を損傷せず可逆性を有する適切な方法により実施すること。
5	●復元 接合した土器等について、必要に応じて欠損部分又は隙間を補填材により補強・復元すること。 復元により断面、内面その他の観察が困難となる場合は、復元前に必要な観察及び記録を行うこと。 図化を行う遺物については、必要に応じて図化前は部分的な補強にとどめ、図化後に復元を行うこと。 写真図版に使用する遺物については、必要に応じて補填材部分を着色すること。なお、補填箇所を容易に判別できる仕上げとすること。
6	●自然科学分析 別紙１に示すコンクリート片３点を対象として、その材料の構成及び性状を把握するため、別紙２の15に定める自然科学分析を行うこと。 具体的な分析項目及び分析方法については、甲と協議の上決定すること。 分析は標準的な手法によるものとし、試験・研究的な手法による分析は行わないこと。
7	●資料化（分類・検討） 整理した遺物のうち、報告書掲載候補を選定し、第11条第３項に定める甲の段階確認を受けた上で、実測、写真撮影その他必要な資料化を行うこと。

⑶報告書作成

	整理・報告書作成作業工程
1	●調査成果の検討（分析・考察） 遺構の記録及び出土遺物に関するデータを総合し、発掘調査で明らかになった事実を簡潔にまとめること。また、同一遺跡又は近隣における同種の遺構に係る既往の調査成果を参照し、総合的な評価を行うこと。
2	●文章作成 報告書の原稿は、印刷所へのデジタル入稿に対応可能なソフトウェアを使用して作成すること。 原稿は、本文、挿図、表、写真図版等との対応関係を確認しながら編集すること。
3	●実測・製図 発掘作業において作成された紙媒体の実測図等及び本業務において作成する実測図について、報告書への掲載に必要な製図を行うこと。 製図に当たっては、縮尺、方位、標高、凡例その他必要な事項を適切に表示すること。 トレースはデジタルトレースとし、 Adobe Illustrator等の描画ソフトを用いて行うこと。
4	●写真撮影 報告書に掲載する遺物は、2,000万画素以上の画像を記録できるフルサイズの撮像素子を備えたレンズ交換式デジタルカメラを使用し、RAW形式で撮影すること。 撮影画像は、短辺4,000ピクセル以上とすること。 撮影に当たっては、出土遺物の形状、量感、質感等が適切に把握できるよう、光源の位置・数、反射光の当て方、背景等を調整すること。
5	●版下作成 文章、挿図、表及び写真図版等を編集し、印刷に使用する版下を作成すること。 デジタル入稿に用いる図面データについては、報告書に掲載可能な「編集図」として使用できる体裁に整えたものを納品すること。
6	●割付 文章、挿図及び図版の配列を定め、割付用紙又は割付データに示すこと。 割付に当たっては、報告書全体の構成、各章の内容及び頁数を考慮し、内容が理解しやすい構成とすること。
7	●報告書刊行 文章原稿、挿図及び図版の版下（データ）を印刷所に入稿し、校正完了後、報告書を印刷・製本し、刊行すること。 発掘調査報告書のPDFデータを作成し、成果品として納品すること。 報告書の作成及び公開に当たって必要となる著作権その他の権利の取扱いについては、契約関係書類の定めるところによる。
8	●収納作業 本業務の完了時に、関係者・関係機関へ発送する報告書を除く成果品等を、甲が指定する場所へ搬入すること。 甲が資料管理又は公開に用いる様式を指定した場合は、乙は、遺物、写真その他の資料に関する情報を当該様式により整理し、電子データとして納品すること。

※　上記のほか、『発掘調査のてびき―集落遺跡発掘編―』及び『発掘調査のてびき―整理・報告書編―』（文化庁文化財部記念物課：平成22年３月30日）並びに『発掘調査のてびき―各種遺跡調査編―』（文化庁文化財部記念物課：平成25年３月29日）を参照のこと。

仕様書（別紙４）

発掘調査報告書の構成

１　乙は、報告書の作成に際し、原稿、レイアウト及び体裁について、事前に甲の確認を受けること。
２　報告書の構成については、はしがき、例言、目次、Ⅰはじめに、Ⅱ位置と環境、Ⅲ調査地の沿革、Ⅳ調査の概要、Ⅴ遺構と遺物、Ⅵ自然科学分析、Ⅶまとめ、報告書抄録、奥付を標準とする。また、本業務の範囲内で甲から特に指示がある場合は、その指示に従うこと。
３　各章の内容については次のとおりとする。

はしがき	広島市教育委員会のあいさつ文を掲載すること。文案は事前に甲が提供する。
例言	報告書名、発掘調査実施主体、現地調査の期間、本書の執筆者、遺構写真撮影者、遺物実測・製図・写真撮影者、地形図の権利者及び使用方法、自然科学分析の実施者、遺構及び遺物に係る専門的意見の聴取者、遺構の略記号、遺物観察表に係る略記号、遺構及び遺物の報告順、土層断面及び土器色調の基準、遺物等の保管状況その他必要な事項について記載すること。 発掘調査実施主体、現地調査期間、調査担当者その他乙が保有していない情報については、甲が保有する記録の範囲内で乙に提供するものとする。
目次	本書の構成及び章立て、図版等について掲載頁とともに記載すること。
Ⅰ　はじめに	「はじめに」は、発掘調査の契機となった開発事業の概要について記述すること。次に、開発事業者と教育委員会との協議の経緯及び発掘調査の経緯について詳細に記述すること。また、協力のあった関係機関に謝意を表すこと。文案は事前に甲が提供する。
Ⅱ　位置と環境	「位置と環境」には、遺跡の位置及び周辺の状況について記述すること。次に、既刊の市町村史、周辺の発掘調査報告書等を参照し、歴史的環境について記述すること。乙は、甲が必要と認めた場合は、甲と協議の上、地元住民、有識者等から聞き取り調査を行い、その内容を記述に反映させること。
Ⅲ　調査地の沿革	調査地の土地利用、土地の区分、近世以降の利用状況その他調査地点の沿革について、古地図、古記録、屋敷図面その他の関係資料に基づき記述すること。
Ⅳ　調査の概要	「調査の概要」には、調査の方法、調査区の設定、調査経過その他調査全体を把握するために必要な事項を記述すること。調査区の遺構配置図及び遺構一覧表を掲載し、本章のみで調査の概要を把握できる構成とすること。
Ⅴ　遺構と遺物	「遺構と遺物」には、土層及び検出したすべての遺構の内容並びに出土遺物について、整理作業の成果に基づき記述し、必要な図面及び写真を掲載すること。また、報告書非掲載の遺構・遺物を含めた「遺構観察表・遺物観察表・遺物組成表」を作成し掲載すること。
Ⅵ　自然科学分析	別紙１に示すコンクリート片について、別紙２の 15 に定める自然科学分析を行い、その分析方法、分析条件、結果及び所見等を記述すること。
Ⅶ　まとめ	「まとめ」には、遺構の記録及び出土遺物に関するデータを総合し、発掘調査で明らかになった事実をまとめること。また、同一遺跡又は近隣における同種の遺構に係る既往の調査成果等も参照し、遺跡について総合的な評価を行い、詳細に記述すること。
報告書抄録	書名、編集機関、編集機関所在地、発行年月日、調査対象遺跡、所在地、調査期間、調査面積、調査原因、遺跡種別、主な時代、主な遺構、主な遺物及び調査成果の概要等を記載すること。 また、全国遺跡報告総覧その他甲が指定する公開システムへの登録に必要な抄録データを作成し、甲に納品すること。
奥付	書名、発行年月、編集者、印刷会社、行政資料登録番号を記載すること。行政資料登録番号は事前に甲が提供する。

仕様書（別紙５）

整理・報告書作成作業の成果品等

１　成果品等

	名　称　等	必要数量
1	整理・報告書作成作業日誌	１部
2	整理・報告書作成作業記録（業務写真） ※整理・報告書作成作業日誌に対応したもの	一式
3	本業務において作成又は更新した図面類（調整図面、遺跡全体図、遺構実測図、遺物出土状況図その他報告書作成に用いた図面）	各１部
4	原図台帳　※調査時作成の原図及び調整図面	１部
5	図面台帳　※本業務で作成した図面	１部
6	写真台帳（発掘作業写真）	１部
7	遺物実測図（原図）	一式
8	遺物台帳 ※出土地点及び遺物種別ごとに取りまとめ、それぞれ数量一覧を作成する。	各１部
9	保存処理記録文書（作成した場合）	一式
10	遺物観察表	１部
11	遺物写真 ※本業務において新たに撮影したRAW画像、RAW画像から生成した非圧縮TIFF画像及び補正後の最高画質JPEG画像を含む。各データは、相互の対応関係を確認できるよう整理すること。	一式
12	写真台帳（遺物）	１部
13	出土遺物 ※ラベルを付して収納コンテナに入れ、甲又は甲が指定する者に引き渡すもの	一式
14	コンテナ（遺物）台帳	１部
15	本業務において作成又は更新した成果品のデジタルデータ ※報告書編集データ、原稿データ、図面データ、写真データ、写真原稿その他本業務において作成又は更新したデジタルデータを含む。 ※原データと加工又は編集後のデータを区分し、相互の対応関係を確認できるよう整理すること。報告書編集データ及び図面データについては、再編集可能なデータと内容確認用のPDFその他の閲覧用データを対応させること。	一式
16	自然科学分析結果報告書	一式
17	貸与資料等管理記録 ※第17条第３項に基づき作成又は使用した借用書、受領書、既存の台帳その他貸与資料の受領、返却、外部への移送又は第三者への預託の状況を確認できる記録を含む。	一式
18	発掘調査報告書 ※甲の指定先へ発送した部数については、報告書発送証明書の提出をもって当該部数の納品の確認に代えることができる。	300部
19	発掘調査報告書PDFデータ	一式
20	遺構番号新旧対照表（作成した場合）	一式
21	資料引継一覧 ※出土遺物、図面、写真、台帳類、電子データその他甲又は甲が指定する者へ引き渡す資料について、名称、数量、収納場所その他必要な事項を一覧化したもの。	１部
22	資料管理・公開用データ ※甲が様式を指定した場合に限り、将来の資料管理及び公開に使用できるよう、指定様式により整理した電子データ。	一式
23	その他、本業務の実施に伴い作成した資料のうち、甲が提出を求めるもの	一式

2　成果品の収納方法

成果品等は、種類ごとに整理し、適切な保存容器、ファイルケースその他必要な収納用品に収納した上で納品すること。

成果品は、内容及び種別ごとに整理し、紙資料は形状に適した収納用品に収納すること。電子データは、フォルダ構成及びファイル名を整理した上で、甲が指定する記録媒体に格納して納品すること。

3　貸与資料等の返却

甲から貸与された出土遺物、発掘作業日誌、測量基準点・水準点測量成果、遺跡全体図、遺構実測図、遺物出土状況図、遺構略測図、発掘作業写真その他甲が貸与した資料は、本業務において作成又は更新した成果品等と区分して管理し、本業務の完了後、甲又は甲が指定する広島市内の場所に一式返却すること。

出土遺物については、本業務による整理及び収納を完了した状態で、遺物台帳、コンテナ（遺物）台帳その他の管理資料と照合した上で返却すること。

貸与された原資料又は原データに追記、補正、デジタルトレースその他の加工を行った場合は、貸与された原資料又は原データと、本業務において作成又は更新した成果とを識別できる状態で返却又は納品すること。

整理・報告書作成算定データ表

○業務内容

区分項目	本業務該当項目	備　考
発掘作業		
現地発掘作業に係る事前準備	×	
表土等掘削前の現況の記録作成	×	
表土等の掘削	×	
調査区・土層観察用ベルトの設定	×	
遺物包含層の掘削	×	
遺構検出	×	
遺構埋土の掘削	×	
検出遺構の記録作業	×	
調査区全体図作成・全体写真撮影	×	
埋め戻し	×	
撤収・引渡し	×	
整理・報告書作成作業		
⑴　事前準備	○	
⑵　文献調査	○	
⑶　記録類の整理	○	
調査記録の整理	○	
遺構基礎データの整理	○	
遺構の資料化	○	
⑷　出土遺物の整理		
洗浄・乾燥	○	
選別	○	
注記	○	
接合	○	
復元	○	
自然科学分析	○	コンクリート片３点について、甲と協議の上実施する。
資料化（分類・検討）	○	
⑸　報告書作成		
調査成果の検討（分析・考察）	○	
文章作成	○	
実測・製図	○	
写真撮影	○	
版下作成	○	
割付	○	
報告書刊行	○	
その他業務		
報告書の発送	○	

○その他特記事項

項　目	内　容
遺物の保存処理	出土遺物の保存管理上必要となる最低限の応急的な措置は、乙が行う。 金属製品については、必要に応じて表面の清掃その他必要最小限の処置を行った上で、バリア性を有する包装材及び防錆、脱酸素等に必要な資材を用いて保管する。 樹脂含浸その他の恒久的な保存処理は、本業務に含まない。